

令和5年8月18日制定
令和6年4月23日改正
令和7年12月25日改正

千葉県環境負荷低減事業活動(農業分野)の実施に関する計画認定要領第4の2の規定に基づき、以下のとおり事業活動認定基準を定める。

主な事業活動	認定基準（具体的な取組内容）	担当課
<p>1 堆肥その他の有機質資材の施用により土壤の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動</p> <p>(1) 有機農業：有機農業の推進に関する法律（平成18年法第112号）第2条に規定する有機農業をいう。) の取組</p> <p>(2) 「ちばエコ農業」推進要領（平成14年3月20日付け農振第786号、園第816号）の別表1－1の基準と合致した取組</p> <p>(3) 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流通第3889号）に基づく生産方式</p> <p>(4) 持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12年3月24日流通第689号）に基づく生産方式の導入</p>	<p>1 堆肥等を活用した土づくり、化学農薬・化学肥料の使用低減を一体的に行う生産方式による事業活動</p> <p>(1)～(3) 有機JAS認証取得者、ちばエコ認証取得者及び特別栽培農産物の申請についても、当要領に基づくこと。</p> <p>(4) 持続農業指針に沿った農業生産方式</p> <p>①原則、千葉県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に定めた生産方式に基づき認定するものとする。</p> <p>②品目ごとの認定基準については、「千葉県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（令和4年2月改正）を参考とすること。</p> <p>③④の指針に記載されていない技術であっても、実施計画の目標達成に必要な技術は、認めるものとする。なお、判断のつかない場合は、担当課に相談するものとする。</p>	環境農業推進課
2 温室効果ガスの排出の量の削減に関する事業活動	2 温室効果ガスの排出の量の削減に関する事業活動	

(1) 施設園芸における省エネ機器や施設・設備等の導入	<p>(1) 施設園芸における省エネ機器や施設・設備等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ、木質系バイオマス、太陽熱利用（地中蓄熱等）、地下水等利用（地熱水、ウォーターカーテン等）等※ (加温施設面積の1/4以上に導入) ※「園芸用施設の設置等の状況」（農林水産省）において「化石燃料以外」に区分されているもの。 化石燃料を利用する機器等と併用する場合は、当該施設面積に1/2を乗じた面積を導入面積とする。 <p>(例) 加温ハウス 4,000 m²を所有する場合 (1,000 m²×4棟、重油暖房機使用) 【現状値】導入面積 0 m² 【認証基準】導入面積 1,000 m²以上 ①2棟(2,000 m²)に従来の重油暖房機に加えてヒートポンプを追加導入 →導入面積 2,000 m²×1/2=1,000 m² (基準達成) ②1棟(1,000 m²)の暖房機をヒートポンプに切り替え、重油暖房機は処分 →導入面積 1,000 m² (基準達成)</p>	(1)・(2)・(3) 生産振興課
(2) 農業施設でのLEDの利用	(2) 農業施設でのLEDの利用 ・施設園芸における電照栽培の照明をLEDに切り替え (電照施設面積の1/2以上を転換)	
(3) 電動農機の利用	(3) 電動農機の利用 ・動力源に化石燃料を使用する農機から電気等を利用する農機への買い替え又は新規導入。(例: トランクター、フォークリフト、トランクなど当該農機の買い替え又は新規導入)	
(4) 再生可能エネルギーの導入	(4) 電気や熱等の再生可能エネルギーを農産物の生産、運搬、保管に利用。	(4) 農林水産政策課
(5) 水田作での秋耕による稻わらの分解促進	(5) 水田において収穫後～12月末までに、稻わらのすき込みを実施。	(5)・(6) 担い手支援課

<p>(6) 温室効果ガスの排出量の削減に資するスマート農業機器等の導入</p>	<p>(6) 作業効率化・作業時間短縮を図り、温室効果ガス削減（燃料節約）につながる自動操縦トラクター、自動草刈機等の活用。</p> <p>既存機器に比べ作業時間短縮を図り、温室効果ガス削減（燃料節約）につながるドローンの施肥・農薬散布・播種などへの活用。</p> <p>適期防除により、作業回数の削減等、温室効果ガス削減（燃料節約）につながる気象データ等を使った病害虫予察などの支援システムの活用。</p>	
<p>(7) 強制発酵処理施設などの家畜排せつ物処理高度化施設の導入による家畜排せつ物の堆肥化の徹底</p>	<p>(7) 家畜の飼養において、排せつ物の管理方法を変更することによりメタン及び一酸化二窒素の排出量を抑制する排出削減活動を対象とする。</p> <p>J クレジット制度方法論 AG-002 Ver. 1.2「家畜排せつ物管理方法の変更」のメタン及び一酸化二窒素排出係数表を用い、現状と変更後を比べ、排出係数が小さくなることを確認する。</p>	<p>(7)・(8) 畜産課</p>
<p>(8) 慣行飼料への環境負荷低減飼料の添加又は転換</p>	<p>(8)</p> <p>①乳用牛・肉用牛・肥育豚・ブロイラーの飼養において、通常の慣用飼料に代えて、粗タンパク質 (CP) の含有率が低い「アミノ酸バランス改善飼料」を給餌することにより、排せつ物管理に伴う一酸化二窒素の排出を抑制する取組を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料外袋等 CP 含有率がわかる資料、実施前後（慣行飼料及びアミノ酸バランス改善飼料）の給与量がわかる生産記録等を提出する。 ・飼料に記載されている用法に準じた量を給与する。 <p>②肥育牛または搾乳牛の飼料に脂肪酸カルシウム飼料等の牛のゲップに由来するメタン排出量を削減する飼料の給与を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脂肪酸カルシウム飼料は、脂肪酸カルシウムを主成分とし、脂肪酸が概ね 8 割位以上含むもの。バイパス油脂製剤は対象外。 	

	<p>(注意：エコ畜事業では、乳牛への給与は生乳に異常風味が生じる可能性があるとの報告もあることから、不飽和脂肪酸カルシウムのみを対象にしている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料に記載されている用法に準じた量を給与する。 <p>エコ畜での給与例：経産牛 1 頭当たり年間 10 kg以上給与。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業日誌や給与メニューと頭数の内訳から確認する。 ・脂肪酸カルシウム飼料以外は効果を示す公的なデータと給与量を添付する。 	
<p>3 別途、農林水産大臣が定める事業活動</p> <p>(1) 家畜のふん尿に含まれる窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質又は飼料の投与等により流出する窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動</p> <p>◆慣行飼料の環境負荷低減配合飼料への転換</p> <p>◆家畜排せつ物の浄化処理施設の機能向上による窒素除去等</p> <p>(2) 土壤への炭素の貯留に資する土壤改良資材を、農地又は採草放牧地に施用して行う生産方式による事業活動</p> <p>◆炭素貯留効果のあるバイオ炭の活用</p>	<p>3 別途、農林水産大臣が定める事業活動</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①通常の慣用飼料に代えて、粗タンパク質（CP）の含有率が低い飼料（環境負荷低減型配合飼料、アミノ酸バランス改善飼料）を給餌することにより、家畜ふん尿中の窒素排出量を低減。 ②通常の慣用飼料に代えて、環境負荷低減型配合飼料やフィターゼ添加飼料を給餌することにより、家畜ふん尿中のリン排出量を低減。 ・飼料外袋等 CP またはリン含有率がわかる資料、実施前後（慣行飼料及び改善飼料等）の給与量がわかる生産記録等を提出する。 ・飼料に記載されている用法に準じた量を給与する。 ・既存の浄化処理施設と比べ新規導入する施設または設備の窒素等除去率が向上していること。設計諸元の数値をもって確認する。 <p>(2) 主作物の栽培期間の前後いずれかに、バイオ炭（※）をほ場に 50kg/10a 以上あるいは 500L/10a 以上投入する取組。</p> <p>※燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物</p>	<p>(1) 畜産課</p> <p>(2) 環境農業推進課</p>

<p>(3) 生分解性プラスチックを用いた資材の使用その他の取組によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出若しくは流出の抑制若しくはこれらに伴う農林漁業に由来する環境への負荷の低減又は化石資源由来のプラスチックの使用料の削減に資する生産方式による事業活動</p> <p>◆生産活動に用いるプラスチック資材の長期利用</p> <p>◆代替資材の活用</p>	<p>(3) プラスチック資材の排出又は流出抑制に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用ハウスやトンネル等の被覆資材を長寿命タイプへ切り替え、又は使用期間の延長・再利用等により年間排出量を抑制。 <p>(廃プラスチックの年間排出量*を1/2以下に削減)</p> <p>※原則として廃プラ処理実績（重量ベース）とするが、算出が困難な場合は、栽培面積での換算など合理的に説明できるものでもよい。（下記例参照）。</p>	<p>(3) 生産振興課（プラスチック資材の長期利用、代替資材の活用）</p>
<p>◆プラスチック資材の流出抑制</p>	<p>(例) 栽培面積換算の例</p> <p>ハウス 4,000 m²を所有する場合 (1,000 m² × 4 棟、農ビ使用・2 年更新)</p> <p>【現状値】 年間 <u>2,000 m²分</u> (4,000 m² / 2 年 = 2,000 m²)</p> <p>【認証基準】 年間 <u>1,000 m²分以下</u> ○2 棟を農 P0（8 年）に切り替え、農ビの使用を 2 年から 3 年に延長 → 年間排出量 <u>917 m²分</u> (基準達成) 農 P0 2,000 m² / 8 年 = <u>250 m²分</u> 農ビ 2,000 m² / 3 年 = <u>667 m²分</u></p> <p>・生分解性マルチ※の導入 (マルチ栽培を行う圃場の年間延べ栽培面積の 1/2 以上を導入) ※使用マルチは、「生分解性プラ」「生分解性バイオマスプラ」マーク適合品（旧名称「グリーンプラ」マーク適合品を含む。）に限る。</p> <p>・水田の水尻に捕集ネットを設置するとともに、浅水代かき（3 ~ 7 cm の水位）を行う。</p>	<p>環境農業推進課（流出抑制）</p>
<p>(4) その他の地域において通常行われる施肥及び有害動植物の防除と比較して化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術並びに生物の多様性の保全その他の環境の保全に資する技術を組み合わせて用いる農業に関する技術を用いて行われる生産方式による事業活動</p>	<p>(4) 化学肥料・化学農薬の使用削減と併せて行う生物多様性の保全の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 冬期湛水管理は、冬期間の水田に水を張る取組であって、以下のすべてを満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。 ② 集団的な取組を推進するため 	<p>(4) 環境農業推進課（冬期湛水）</p>

<p>◆水田での冬期湛水</p> <p>◆水田での魚道や生態系に配慮した水路などの設置</p>	<p>に、市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であり、かつ、生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。</p> <p>なお、市町村等が作成した計画とは、市町村等が作成した地域の環境保全に関する計画であって、以下の内容が記載されたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。 ・生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置づけられていること ・取組農業者に対し、市町村等の基本的な考え方や生物の生息状況等の情報を共有するために必要な取組を実施する旨が記載されていること。 <p>・水田と水路つなぐ人工的な水路（水田魚道）や生態系に配慮した水路を設置する。</p> <p>設置する水田魚道は「水田魚道づくりの指針」に、生態系に配慮した水路は「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」「同技術指針」に準拠したものとする。</p>	耕地課
<p>4 1から3までの活動に準じた活動であって環境負荷低減事業活動と認められるもの</p> <p>(1) 土壤を使用しない栽培技術を用いて行われ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動</p> <p>◆養液栽培において化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動</p>	<p>4 養液栽培において化学農薬・化学肥料の使用量低減を一体的に行う生産方式による事業活動</p> <p>(1) 養液栽培において化学農薬・化学肥料の使用量低減を一体的に行う取組</p> <p>①化学農薬の使用量低減 化学農薬の使用量削減に資する取組を実施していること。</p> <p>②化学肥料の使用量低減 以下のア～ウのいずれかの取組を実施する又はしていること。</p> <p>ア 国が基盤確立事業実施計画を認定した、化学肥料の使用量低減を可能とする養液栽培システ</p>	環境農業推進課

	<p>ムを導入していること。</p> <p>※本基準では、「国が基盤確立事業実施計画を認定した、化学肥料の使用量低減を可能とする養液栽培システム」とは、みどり投資促進税制の対象機械となっている養液栽培システムのことをいう。</p> <p>※認定計画及びみどり投資促進税制の対象機械一覧（農林水産省）：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou_kibann.html</p> <p>イ メーカーが客観的なデータによって化学肥料の使用量低減が可能となるとしている養液栽培システムを導入していること。 (例) 循環型点滴給液システム、 日射比例式給液システム</p> <p>ウ 化学肥料の使用量低減が可能となる取組を実施していること。 (例) 曇天・雨天時の点滴給液回数の削減、量管理による施用 ※量管理：培養液 EC を制御せず、1日当たりで植物に必要な量の肥料を与える管理法</p>	
--	---	--

【問い合わせ先】

- (1) 認定全般については、環境農業推進課とする。
- (2) 認定の具体的な内容については、表にある各担当課とする。